令和８年度教育文化事業（読書活動推進助成）第２回募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

１．要項の目的

この要項は、教育振興事業規程第２条並びに教育文化事業規程第６条及び第８条の規定に基づき教育文化事業（読書活動推進助成）の適正な執行を図るために必要な事項を定める。

２．事業の概要

教育文化事業（読書活動推進助成）は、児童生徒用図書を購入し読書活動推進を希望する学校に対して助成・支援を行う事業です。令和８年度第２回募集は下記要項のとおり実施します。

３．助成要件

（１）助成の趣旨

島根県内の学校図書を充実し、読書活動を推進することによって、「島根を愛し、世界を志す、心豊かな人づくり」の一助とするための教育環境を整え、学校教育の向上発展に寄与します。

（２）助成対象

「助成の趣旨」に合致した読書活動を推進し、心豊かで夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てる学校。なお、**本年度第２回は、松江・出雲・浜田の各教育事務所管内の小学校及び義務教育学校（前期課程）、並びに浜田・益田・隠岐の各教育事務所管内の中学校を助成の対象とする。**

（３）助成の対象とならないもの

① 営利目的、又は営利につながる可能性が大きいもの
② 他の機関からの委託・要請等によるもの
③ 児童生徒の読書活動を目的としないもの

（４）資格要件

① 応募資格
上記（２）に該当する学校

② 応募要件
読書活動計画の推進に責任をもち、助成金等の管理及び事後の報告を確実に行えること

４．日程

（１）募集期間　**令和８年９月１０日～令和８年１０月３０日まで（郵送の場合は当日消印有効）**

（２）スケジュール

令和８年１１月　　選考
令和８年１２月　　採否の結果を通知
令和９年１月　　教育図書の購入
令和９年２月２６日　成果報告書提出締切

※ 助成が決定した事業については、活動等の進捗を確認することがあります。

５．申請方法

（１）応募方法

教育文化事業（読書活動推進助成）申請書（様式１）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、島根支部宛に持参又は郵送してください。なお、E-mail での受付はしません。

（２）提出書類

申請書の原本及びコピー　　各１部

（３）申請用紙請求先及び申請書類送付先

〒690-0887　島根県松江市殿町３３番地　公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

６．助成の内容

（１）助成金額等

① 助成額

総額 768 万円以内とし、１校当たり４万円分の図書カード（ただし、分校、分教室及び複数の課程をおく学校の各課程にも図書館があるなど１校で複数の図書館を設けている学校は、その数に応じて応募できる場合が

あります。）

② 助成の対象外費用

ア 児童生徒の読書活動を目的としないものを購入する費用

イ 教職員用の図書を購入する費用

（2）助成の方法

助成が決定した場合、島根支部は学校に図書カード（４万円分）及び受領書(様式３)用紙を送付します。

なお、島根支部役員等が学校を訪問し、教職員が揃っておられる場で事業説明などを行い交付することをお願いする場合があります。

（3）受領書の提出

図書カード（４万円分）を受理した申請者は、速やかに受領書を島根支部に提出してください。

７．選考

（1）選考方法

① 島根支部は設置する選考委員会の選考結果に基づき、幹事会の決議を経て支部長が決定し、その結果を文書で各申請学校に通知するとととともに、会報・ホームページ等で公表します。

② 選考結果の情報及び採否の理由についての問い合わせには回答しません。

（2）選考基準

① 計画性 計画が十分に検討されているもの

② 貢献性 継続的な活動により、学校教育に対する貢献度の高いもの

③ 必要性 他からの助成が得難い等、島根支部からの助成の必要性が高いもの

④ その他 島根支部が価値を認め評価するもの

８．助成対象者の義務等

（1）助成を受けた学校は、学校のホームページや広報誌等において事業の成果を発表する場合、その事業が島根支部からの助成を受けて行った事業であることを明示してください。

（2）助成を受けた学校は、助成の対象となった事業が終了したとき、教育文化事業（読書活動推進助成）成果報告書（様式２）により令和９年２月２６日までにその結果を支部長に報告してください。**その際、図書館等で写した写真を必ず添付してください。**また、作成した資料があれば併せて添付してください。

９．その他注意事項

（1）万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。

（2）助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正があった場合は、返金していただくことがあります。

（3）島根支部発行の会報等に助成対象者名・助成内容・提出された報告書（写真等も含む）等を公表できることとします。

（4）島根支部に提出された書類等は返却しません。

10. 個人情報の取扱い

（1）申請書記入の個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。

（2）助成が決定した場合には、申請書に記載の内容及び助成金額等を会報・ホームページ等で公表します。

11. 問い合わせ先

〒690-0887 島根県松江市殿町３３番地

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部 （担当者：池尻）

電話 0852-24-1059 FAX 0852-31-6089

E-mail：simane@nikkyoko.or.jp

URL：https://nikkyoko-shimane.jp/